

○大阪市契約規則第3条の2第4項に 規定する別に定める電気の供給契約

制 定 平成28年10月18日 告示1417

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第3条の2第4項に規定する別に定める電気の供給契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般会計に係る予算により電気の供給契約に基づき生じる費用を支弁する施設（学
校園を除く。）に係る電気の供給契約であること
ただし、同一建物において、特別会計に係る予算により電気の供給契約に基づき生
じる費用を支弁する施設が混在する場合は、一般会計に係る予算により電気の供給契
約に基づき生じる費用を支弁する施設が代表して契約する電気の供給契約であること。
- (2) 一般競争入札により契約の相手方を決定し、契約を締結する電気の供給契約である
こと
- (3) 大阪市地球温暖化対策推進本部設置要綱（平成28年7月20日制定）に基づく本部
において推進事業として選定された電気の供給契約であること

附 則

この告示は、平成28年10月18日から施行する。